

宮城県社会福祉協議会 第三期地域福祉推進計画 【概要版】

(計画期間 令和5年度～令和8年度)



近年、人口減少・少子高齢化が急速に進行し、地域社会を取り巻く環境も変化する中で、新たに 8050 問題や、ダブルケア、貧困世帯の増加など、地域が抱える福祉課題や住民の生活・福祉ニーズは多様化・複雑化しており、既存の制度では対応が難しい状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大により人と人との接触が減り、孤独・孤立の問題も一層深刻化・顕在化するとともに、地域福祉活動における担い手の不足など地域における支え合い機能の低下も憂慮されています。また、近年頻発・激甚化する自然災害では、被災者に対し災害時福祉支援活動が求められています。

これらの環境の変化や地域課題の解決に取り組むためには、福祉分野のみならず福祉分野以外の方々との協働も必要です。

このような状況の中、国は地域福祉を推進する主体は、地域住民であるという理念を明確化し、高齢者や障害者、子どもなど地域の全ての人々が生きがいを持ち、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民やNPO、企業などが参画し、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

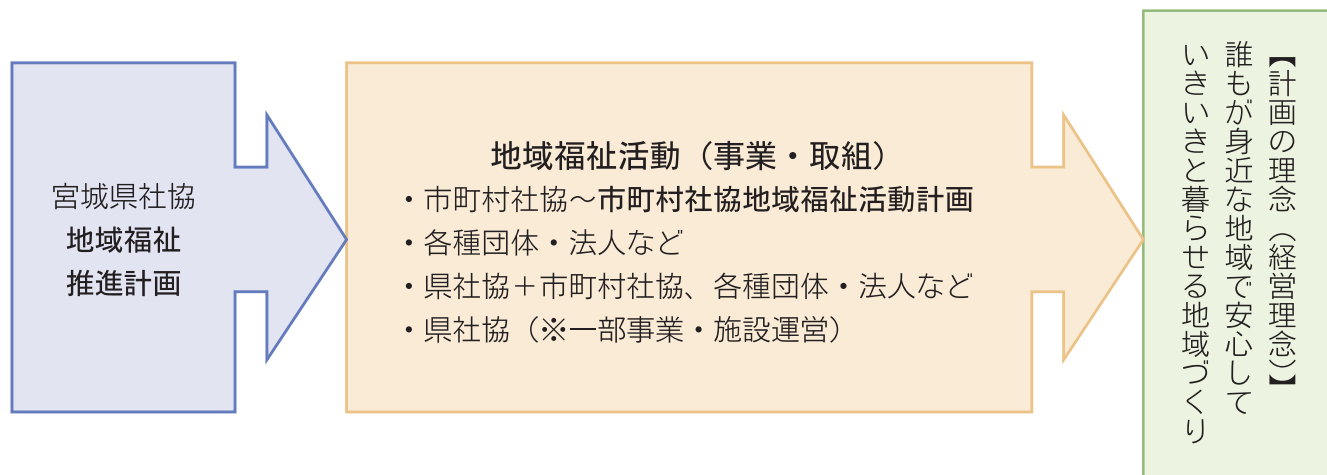
宮城県社会福祉協議会では、各種取組を関係機関の皆様と連携し、計画的・総合的に進めるため、その方向性などを示した第三期地域福祉推進計画（令和5～8年度）を策定し、地域共生社会の実現のための地域づくりなどをより強化していくことといたしました。

令和5年3月
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

1 計画の性格、位置付け

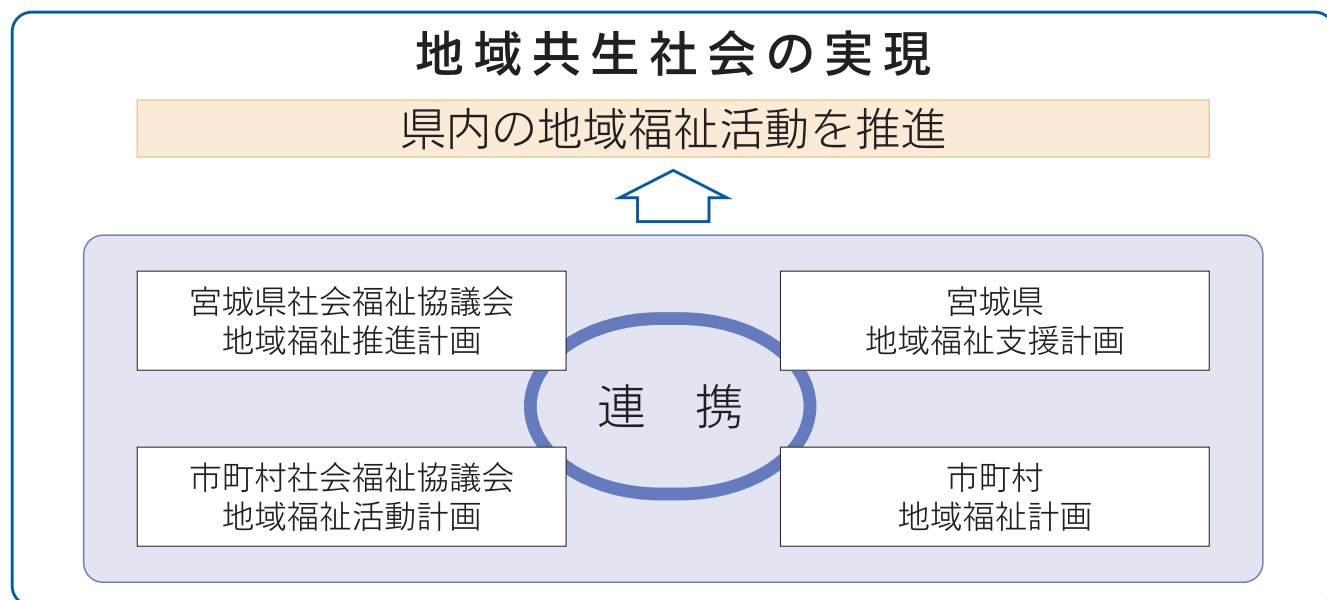
地域福祉推進計画は、宮城県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会や各種団体などが行う地域福祉活動を後押しし、広域的かつ公益的な観点で事業に取り組むための計画です。

県社協は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活発化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、市町村社協や各種団体などとの連絡調整、支援及び組織強化のほか、提言、調査、社会福祉の人材の養成・研修などの事業を実施しており、これらの事業を総合的・効果的に行うため、地域福祉推進計画を策定しています。



2 宮城県地域福祉支援計画などとの関係性

宮城県地域福祉支援計画は、県における地域福祉を推進するための基本指針として、広域的な見地から市町村の取組を支援するもので、県社協の地域福祉推進計画はこの計画と連携しています。また、市町村社協の地域福祉活動計画は、市町村の地域福祉計画と連携し、住民の主体的な活動を促す民間の行動計画であり、これらの4つの計画は、県内の地域福祉活動を推進し、地域共生社会の実現を目指すものです。



3 計画の理念、基本方針（主な推進事業など）

計画の理念（＝経営理念）

県社協は、宮城県における地域福祉推進の中核機関として市町村社協をはじめ、福祉諸団体、NPO法人、ボランティアなど幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性、創造性を発揮して『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。



4つの基本方針と主な取組

基本
方針

1

地域共生社会実現のための地域づくり

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 市町村社協の基盤強化とネットワークの充実
- (3) 東日本大震災に係る復興支援から得られたノウハウの普及
- (4) ボランティアの育成と福祉教育の推進
- (5) 元気高齢者の社会参加促進
- (6) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備
- (7) 各種団体との連携と取組に対する支援

基本
方針

2

地域における福祉サービスの担い手育成に対する支援

- (1) 福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画及び実施
- (2) 多様な人材確保の取組の推進

基本
方針

3

安心して暮らせる地域づくりの推進

- (1) 権利擁護の推進
- (2) セーフティネット機能の充実と強化

基本
方針

4

より信頼される法人を目指した運営基盤の強化

- (1) 安定した運営のための組織体制強化、人材確保・育成及び財源確保
- (2) 地域福祉の推進のための情報発信
- (3) 社会福祉施設などの適正な運営

地域共生社会の実現に向けた宮城県社会福祉協議会の取組

地域共生社会の実現に向けて

【参考】地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指しています。

宮城県は、東日本大震災の被災者支援で培ったノウハウ（被災者自身が支え手になるなど）を、地域の福祉の推進に生かすことができます。



仕組み・制度

地域包括ケア 障害者自立支援 子ども子育て支援 生活困窮者自立支援

地域共生社会推進会議

機運醸成・情報交換・地域の実態把握 など

地域支援 (地域づくり・まちづくり)

地域づくりとは、安心していきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく取組です。

集いの場・見守り活動・生活支援 など

個別支援を通して把握した課題を、住民自身が地域全体の課題（我が事）として捉え、伝えていくことも必要です。

支え手（支援者）・受け手の関係を超えた、誰もが役割と生きがいを持つ社会を目指す必要があります。

つながり

個別の課題ごと（縦割り）ではなく、多機関協働による包括的（物事を多面的に捉える）な支援が必要です。

個別支援 (個別の関わり)

生きづらさを抱えた方に対して、抱える課題やライフステージに応じた、寄り添った支援が必要です。

地域で暮らし続けたい思いがあっても、個別の事情や地域資源の状況により、入所施設などで生活される場合もあります。利用者の思いをくみ取り、自立支援や社会参加の取組も必要です。

市町村

市町村社会福祉協議会

- 住民の困りごとの相談のほか、地域における住民活動やボランティア活動などを活性化させる取組（地域づくり）を行っています。
- 高齢者や障害者の福祉サービスを行っている社協もあります。

各種団体、NPO法人 ボランティア等

社協の強みは、地域づくり（地域支援）に向けた取組だけでなく、個別の関わり（個別支援）も行っているという点です。

関係機関

社会福祉法人等

宮城県

宮城県社会福祉協議会

経営理念

誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり

経営方針

地域住民が支え合う地域共生社会実現のための地域づくりの推進 など

- 市町村社協・福祉関係団体などと連携しながら、地域づくりを進めます。
- ボランティア活動の支援などを行っています。
- 判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用支援や、日常的な金銭管理を行っています。
- 生活に困窮している方に対して、生活費や一時的な資金の貸付けを行っています。
- 福祉施設・事業所の担い手の確保・育成（研修）や、社会福祉法人などのネットワークづくりの支援を行っています。
- 障害者、高齢者施設などの運営を通して、生活支援・自立支援・相談支援などを行っています。